

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会 第 13 回 総 会

令和 6 年 9 月 30 日（月）

名護市農業委員会 第13回総会

開催日時 令和6年9月30日（月）午前10時00分～11時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員（農業委員）

1番	野原 朝行	○	2番	比嘉 清隆	○	3番	川上 達也	○
4番	岸本 信子	○	5番	山城 秀樹	欠	6番	仲村 正司	○
7番	前川 太輝	○	8番	伊波 實	○	9番	宮城 政喜	○
10番	宮城 二郎	欠	11番	比嘉 政昭	◎	12番	川野 圭輔	◎

（農地利用最適化推進委員）

13番			14番	清水 一郎	欠	15番	比嘉 海斗	○
16番	呉屋 信竹	欠	17番	平 智昭	欠	18番	林 昌平	○
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	欠	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案
- 第74号 農地利用最適化推進委員の選任について
 - 第75号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第76号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
 - 第77号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第78号 農用地利用集積計画の意見決定について
 - 第79号 非農地証明願について
 - 第80号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について

(開会)

局長 時間になりましたので第 18 期第 13 回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の総会は議案 7 件となっております。

議長 只今より令和 6 年度第 18 期第 13 回名護市農業委員会総会を始めます。本日の欠席者 5 番委員、10 番委員です。議事には支障ないので進めさせていただきます。本日の議事録署名人は議席番号 11 番委員及び議席番号 12 番委員の両委員にお願い致します。それでは本日の議事に移りたいと思います。

(議案第 74 号 農地利用最適化推進委員の選任について)

議長 議案第 74 号農地利用最適化推進委員の選任について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 74 号農地利用最適化推進委員の選任について。第 3 期農地利用最適化推進委員候補者、名護地区 62 歳男性。居住地数久田。担当区域喜瀬、幸喜、数久田。推薦者は数久田区長。補充募集定員 1 名に対し応募者は候補者 1 名のみ。資格要件である①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、②禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者、③暴力団又は暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者については確認済みです。

任期は、前任者の残存期間とする。令和 6 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までとなっております。以上説明を終わります。

只今説明のありました議案第 74 号農地利用最適化推進委員の選任について何か質問などはございませんか。

質疑がないようなので、議案第 74 号農地利用最適化推進委員の選任について承認としてもよろしいでしょうか。

異議なし。

(議案第 75 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 議案第 75 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、今月 6 件申請が上がっております。

事務局 整理番号 1 番 真喜屋の 1 筆、地目畑、面積 440 m²、規模拡大による 3 条有償移転。従事日数は本人 200 日、夫 60 日。予定作物はコーヒーとなっております。

整理番号 2 番 呉我の 1 筆、地目畑、面積 1,105 m²、新規就農による 3 条有償移転。従事日数 200 日。予定作物はマンゴーとなっております。

整理番号 3 番 屋部の 1 筆、地目畑、面積 759 m²。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数は本人、兄それぞれ 100 日、母 250 日、妻 50 日。予定作物シークワサーとなっております。

整理番号 4 番 屋部の 3 筆、地目原野、合計面積 1,940 m²。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数及び予定作物は整理番号 3 番と同じになります。整理番号 3 番 4 番は譲受人が同じ方で市外の方になります。本来農地を取得する際、所有農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作する。とありますが、譲受人の所有農地で 2 筆非耕作地となっている農地があります。理由としましては、1 筆は相続した農地が袋地となっており、進入ができないため。1 筆は去年の台風でハウスが倒壊し現在修復作業中のためとなっております。

整理番号 5 番 久志の 2 筆、地目畑、合計面積 859 m²。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数 150 日。予定作物パインとなっております。こちらは先月の総会で非農地証明願が否決となった 5 筆のうち農地と判断された 2 筆の申請となっております。残り 3 筆は後ほど非農地証明願で申請があります。

整理番号 6 番 大浦の 2 筆、地目畑、合計面積 1,181 m²。新規就農による 3 条有償移転。従事日数 200 日。予定作物ミカンとなっております。以上説明を終わります。

議長 只今説明のありました議案第 75 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について何か質疑はございませんか。

委員 整理番号 3 番、4 番ですが遊休地の農地に関して営農の意志はありますか。

事務局 1 筆は袋地となっており、進入が出来ないので今後も営農は難しいとの事ですが、ハウス倒壊の部分に関しましては次年度営農再開を目標にご兄弟と修復作業中との事です。

議長 他にございませんか。ないようですので、議案第 75 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について申請の通りすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 議案第 75 号についてはすべて可と致します。

(議案第 76 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第 76 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 76 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について今月 1 件の案件が上がっております。

整理番号 1 番 大北五丁目の 1 筆、地目畑、面積 335 m²。転用目的、一般住宅となっております。平成 10 年に一般住宅として許可を取っていましたが、許可後、資金不足となり計画を断念。その後分筆しているため、面積が当時の許可と異なるため今回の申請となります。農地区分は第 3 種農地となっております。説明以上となります。

議長 事務局から説明のありました議案第 76 号について質疑はございませんか。

議長 質疑がないようですので議案第 76 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について可としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 議案第 76 号を可と致します。

(議案第 77 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 77 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 77 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について今月 5 件の案件がございます。

整理番号 1 番 為又の 2 筆、地目畑、合計面積 1,356 m²。所有権移転による貸現場事務所の申請となっております。貸現場事務所ですので確約書付きとなっております。農地区分は第 2 種農地、一団の農地 0.2ha となっております。

整理番号 2 番 真喜屋の 1 筆、地目畑、面積 89 m²。所有権移転による駐車場及び家庭菜園の申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団の農地 0.1ha となっております。

整理番号 3 番 伊差川の 1 筆、地目畑、面積 290 m²。所有権移転による資材置場及び倉庫の申請となっております。現地調査の際に転用行為が見受けられたため始末書付きとなっております。農地区分は第 2 種農地、一団の農地 9ha となっております。

整理番号 4 番 屋部の 1 筆、地目畑、面積 264 m²。使用貸借権による一般住宅の申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団の農地 1ha となっております。

整理番号 5 番 大南三丁目の 1 筆、地目田、面積 591 m²。賃貸借権による保育園の申請となっております。農地区分は第 3 種農地となっております。5 条の説明は以上となります。

議長 只今説明のありました議案第 77 号について質疑はございませんか。

議長 質疑がないようですので議案第 77 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 議案第 77 号はすべて可と致します。

(議案第 78 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

議長 議案第 78 号農用地利用集積計画の意見決定について事務局より説明をお願いします。

事務局長 お手持ち資料 9 ページより説明させていただきます。令和 6 年 9 月 19 日付けで名護市長より名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定について依頼がございます。

譲渡人 4 名、譲受人 4 名。設定筆数 14 筆、面積計 20,628 m²となっており
ます。詳細につきましては担当より説明がございます。

農地係 議案第 78 号農用地利用集積計画の意見決定について説明させていただきます。
整理番号 1 番 真喜屋の 1 筆、10 年間の賃借権、予定作物果樹。新規 54
歳、従事日数 250 日、1 名にて従事予定となっております。

整理番号 2 番～11 番 呉我の 9 筆、我部祖河の 1 筆、10 年間の使用貸借権。
予定作物パイン、マンゴー、サトウキビ。新規 49 歳、従事日数 250 日、1 名
にて従事予定となっております。

整理番号 12 番 仲尾次の 1 筆、5 年間の使用貸借権。予定作物はサトウキ
ビ。新規 75 歳、農業補助者 1 名雇用予定で 150 日従事予定となっております。
今後所有権移転予定です。

整理番号 13 番 14 番 饒平名の 2 筆、1 年間の使用貸借権。予定作物モリ
ンガ。新規 33 歳、2 名にて 250 日従事予定となっております。説明以上とな
ります。

議長 只今説明のありました議案第 78 号について何か質問はありますか。

議長 質疑がないようなので、議案第 78 号農用地利用集積計画の意見決定につい
て申請通りすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 79 号 非農地証明願について)

議長 議案第 79 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 79 号非農地証明願について今月 5 件の申請がございます。

整理番号 1 番 中山の 1 筆、面積 4,236 m²。非農地の事由は「当該申請地は、30 年ほど前より耕作されておらず農地としての復元は困難な土地である」となっております。現地調査での意見ですが、申請地は山林化しており進入も困難な状況でした。現地調査員及び三役会議でも農地としての復元は困難であり証明相当ではないかとの判断でした。

整理番号 2 番 山入端の 1 筆、面積 209 m²。非農地事由は「当該申請地は、20 年ほど前より耕作されておらず、農地としての復元は困難な土地である」となっております。こちらは後ほど現地調査した調査員より意見を述べて頂きます。

整理番号 3 番 久志の 3 筆、合計面積 236 m²。非農地の事由は「当該申請地は、20 年以上前より耕作されておらず農地としての有効活用は困難な土地である」となっております。こちらは先ほど 3 条で説明した先月の総会で非農地否決となった 5 筆のうち証明相当ではないかと判断された 3 筆の申請となっております。

整理番号 4 番 久志の 6 筆、合計面積 3,215.2 m²。非農地の事由は「当該申請地は、道路工事によって分断された土地の残地や袋地となっている土地であり、農地としての有効活用は困難な土地である」となっております。現地調査での意見ですが、申請地は山林化しており農地としての利用は困難であること、道路工事によって分断された残地で農地として利用するのは困難であること。以上を踏まえ現地調査員及び三役会議で証明相当ではないかとの判断でした。

整理番号 5 番 大浦の 1 筆、面積 373 m²。非農地の事由は「当該申請地は、進入路がなく 20 年以上前より農地として利用されておらず、農地としての有効活用は困難な土地である」となっております。現地調査での意見ですが、申請地は山林化しており、農地としての復元は困難であることから現地調査員及び三役会議で証明相当ではないかとの判断になりました。

説明以上となりますが、整理番号 2 番の調査員の意見ををお願いします。

調査員 申請地は防風林に囲まれており、一見、山林化しているように見えますがその内側は背の高いススキが生えている程度でした。多少の草刈りで農地として復元、利用することが可能であると感じました。調査員及び三役会議でも協議致しましたが、申請地は農地としての利用が困難であるとは言えないため非農地証明否決相当と判断致しました。調査員の意見は以上です。

議長 只今説明のありました議案第 79 号について何か質問はありますか。

議長 意見がないようですので、議案第 79 号非農地証明願について。整理番号 2 番は不可とし、整理番号 1 番、3 番、4 番、5 番は可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 80 号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について)

議長 案第 80 号 農用地利用促進計画(案)に関する意見決定について説明をお願いします。

農地係 議案第 80 号農用地利用促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。

整理番号 1 番 屋部の畑 1 筆、個人から沖縄県農業振興公社へ 10 年間の中間管理権、沖縄県農業振興公社から個人へ 10 年間の賃借権、予定作物はパインとなっております。

受け手の方は 33 歳、新規就農者です。予定作物はパインアップルで、出荷の実績もあるとのこと。世帯員 4 名で農業従事予定です。当該農地での植付けは借入後と来年の 4 月を予定しているとの事です。以上です。

議長 議案第 80 号について質問のある方はお願いします。
なければそのまま可決いたしますが、よろしいですか。

委員 はい。

議長 では可決とします。

議長 有難うございました。

(閉会)

議長

以上で本日の議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第 13 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(野原朝行)

野原朝行

署名委員(比嘉政昭)

比嘉政昭

署名委員(川野圭輔)

川野圭輔